

## 各イベントなどの開催状況については、担当課・主催者などへ問い合わせてください。

# 税

## 市・府民税

【申告は3月16日(月)まで】

申告期限が近づくと窓口が混雑し、長時間お待ちいただくなど、ご迷惑をおかけすることがあります。申告はできるだけ早めに済ませてください。なお、住民税の住宅ローン控除の申告は原則不要ですが、次の場合は原則不要ですが、次の場合は税務署で確定申告が必要です。

●令和元年（平成31年）中に入居し初めて住宅ローン控除の適用を受ける

●年末調整が済んでいない  
●年末調整済の給与所得以外に所得がある

●医療費控除や寄附金控除など控除内容の変更がある

●台風などの災害による難損控除の適用を受ける

申告・問合先

●市・府民税：税務課  
●所得税の確定申告：泉佐野税務署（☎462-3471）

## 軽自動車税

【廃車手続きは3月31日(火)まで】

3月下旬は、登録・廃車手続き

きが最も集中します。混雑緩和のため、できるだけ早く済ませましょう。

種類	申請・問合先
原動機付自転車（125ccまで）、小型特殊自動車（フォークリフトなど）、ミニカー	税務課
軽二輪（125ccを超えるもの）・二輪（250ccを超えるもの）の小型自動車	近畿運輸局大阪運輸支局和泉自動車検査登録事務所（和泉市上代町官有地☎050-5540-2060）
軽四輪・軽三輪自動車	軽自動車検査協会 大阪主管事務所和泉支所（和泉市伏屋町1丁目13-3☎050-3816-1842）

必要なもの 印鑑、身体障害者手帳、運転免許証など

\*令和元年度に減免を受けた人

に申請書を送付します。状況に

変化がない場合は、申請書の提

出のみで手続きが可能です。

番号法施行に伴い、申請書に

申請者の住所、氏名などの記載

に加えて「個人番号」（マイナンバー）の記載が必要となります。

●軽自動車…税務課

●普通自動車…泉南府税事務所（☎439-3601）

対象資産の課税内容を閲覧できます。

日時 市役所開庁時間内

必要なもの 本人確認のできる書類、借地・借家関係などがわかる書類

手数料 納税義務者は無料、それ以外は1件400円

※いずれも代理人の場合は委任状も必要（法人の場合は委任状または会社印でも可）

●預貯金の通帳と届出印鑑を持ち申込をしてください。また、

●利な□座振替をご利用ください。また、

●預貯金の通帳と届出印鑑を持ち申込をしてください。また、

●税務課窓口でも、専用端末を利

用し、キャッシュカードにて□

●座振替申込手続ができます。（大

阪泉州農業協同組合、近畿労働

金庫を除く。一部取り扱いでき

ないカードがあります。）3月

19日(木)までに申し込むと新年度

当初心分から取扱でき、翌年度か

ら毎年、自動的に継続します。

●申込手続ができます。（大

阪泉州農業協同組合、近畿労働

金庫を除く。一部取り扱いでき

ないカードがあります。）3月

19日(木)までに申し込むと新年度

当初心分から取扱でき、翌年度か

ら毎年、自動的に継続します。

●申込手続ができます。（大

阪泉州農業協同組合、近畿労働

金庫を除く。一部取り扱いでき

ないカードがあります。）3月

19日(木)までに申し込むと新年度

当初心分から取扱でき、翌年度か

ら毎年、自動的に継続します。

## 固定資産税

### 【土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧】

身体などに障害を有する人が所有している、または生計を同じくする人が、その人のために使用している軽自動車や普通自動車については、軽自動車税などを減免する制度があります。

この制度は、障害を有する人たちの社会参加に役立てるためのものです。

※減免は普通自動車、軽自動車などのうちいずれか1台のみ。

また、減免申請に必要な書類や条件は多少異なります。詳しくは問い合わせてください。

●土地の納税者…土地の縦覧帳簿（所在地、地目、地積、評価額）

●家屋の納税者…家屋の縦覧帳簿（所在地、種類、構造、床面積、評価額）

●簿（所在地、地目、地積、評価額）

●簿（所在地、種類、構造、床面積、評価額）

●簿（所在地、地目、地積、評価額）

●簿（所在地、地目、地積、評価額）

●簿（所在地、地目、地積、評価額）

## 税務署からのお知らせ

問合先 泉佐野税務署 ☎462-3471

### 令和元年分の確定申告・納税

#### 【申告および納税の期限】

- 申告所得税および復興特別所得税・贈与税…3月16日(月)まで
- 個人事業者の消費税および地方消費税…3月31日(火)まで

※申告書の提出後、納税の期限までに納付してください。

#### 【振替納税による振替日】

- 申告所得税および復興特別所得税…4月21日(火)

#### ●個人事業者の消費税および地方消費税…4月23日(木)

※振替納税をご利用の人は、事前に預貯金残高をご確認ください。

遅れるほどその金額も加算されてしまいます。なお未納が続くと財産調査の上、差押することにもなりかねません。今一度、納付のご確認をお願いします。

## 市税の納付は便利な□座振替で

忙しい人や不在がちな人に便利な□座振替をご利用ください。

●申込は簡単です！

●預貯金の通帳と届出印鑑を持ち申込をしてください。また、

●預貯金の通帳と届出印鑑を持ち申込をしてください。また、